

## 堺市国民健康保険料率等の改定に係る 答申がありました

令和5年1月20日付けで堺市長から堺市国民健康保険運営協議会に諮問を行った堺市国民健康保険料率等の改定に係る内容について、本日付けで同運営協議会から堺市長に別紙のとおり答申がありました。

今後、本答申を尊重した条例改正案を令和5年第1回市議会（定例会）に提案し、令和5年4月1日から施行する予定です。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課 電 話：072-228-7522 ファックス：072-222-1452
----------------------------	---

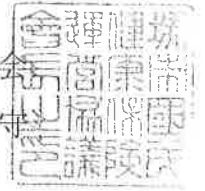


令和5年1月27日

堺市長 永藤英機様

堺市国民健康保険運営協議会

会長 吉川



## 答申書

令和5年1月20日付け堺国保第3283号で諮問のあった事項について、下記のとおり答申する。

### 記

#### 1 賦課限度額の改定について

- (1) 基礎賦課限度額を、大阪府が定める市町村標準保険料率に基づき、650,000円とする。
- (2) 後期高齢者支援金等賦課限度額を、大阪府が定める市町村標準保険料率に基づき、200,000円とする。

#### 2 令和5年度分の国民健康保険料に係る特例について

令和5年度分の国民健康保険料に係る特例について、以下のとおりとすることを了承する。

##### (1) 基礎賦課額

所得割の料率を1000分の85.0、被保険者均等割の額を29,083円、世帯別平等割の額を30,824円とする。

##### (2) 後期高齢者支援金等賦課額

賦課割合について、所得割を100分の45.55、被保険者均等割を100分の32.69、世帯別平等割を100分の21.76とする。

##### (3) 介護納付金賦課額

賦課割合について、所得割を100分の43.95、被保険者均等割を100分の56.05とする。

### 3 その他

国民健康保険は、安定的で持続可能な医療保険制度の実現のため、平成30年度から広域化が実施され、都道府県単位での運営が始まったが、他の医療保険と比べて高齢者が多いことなどから医療費水準が高く、低所得者の加入割合も高いことなど構造的な問題を抱えている。また、一人当たり診療費が高い70歳以上の高齢者層も含めた被保険者全体で一人当たり診療費が増加するなど、依然として脆弱で不安定な財政基盤となっており、今後も保険料負担の増大が懸念されているところである。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響等により、被保険者の生活に影響が生じている状況である。

これらを踏まえ、国民健康保険制度と他の医療保険制度との更なる負担の公平化を図り、国民健康保険制度を長期的に安定したものとなるよう更なる公費投入の拡大や医療保険制度の一本化など、国民皆保険制度の安定的な運営のための抜本的な改革を国の責任において実現するよう、国に対して求めること。

また、被保険者への影響を考慮し、市町村標準保険料率のより一層の抑制に向けた方策及び財政措置等を実施することや、新型コロナウイルス感染症の影響等について対応することを大阪府に対して求めること。

